

高砂市市内業者優先発注等に係る実施方針

令和4年4月

1 目的

この方針は、高砂市が実施する公共調達について、市内業者優先発注等に係る実施方針を定め、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、市内業者への優先発注を推進し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 対象

本実施方針の適用対象は、本市が実施する公共調達とする。

3 業者の区分及び定義

- (1) 市内業者 高砂市内に本店を有する者
- (2) 準市内業者 高砂市外に本店を有するが、高砂市内に支店等を有する者（受任者が設定され、入札、契約締結等に関する権限が与えられている者であること）
- (3) 県内業者 高砂市外（県内）に本店、支店等を有する者
- (4) 県外業者 上記以外の者

4 市内産品の定義

高砂市内の工場等で生産・製造・加工されたもの、または高砂市内代理店等を仲介して販売しているものとする。

5 実施方針

(1) 建設工事

ア 市内業者の受注機会の確保

入札参加資格者名簿に登録された者から、原則として市内業者を優先して選定するものとする。なお、一定の競争性が確保されると判断できる場合は、市内業者のみで入札を行うものとする。

技術的難易度の高い建設工事で市内業者では対応できない又は市内業者だけでは競

争性が確保されないときは、事業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準市内業者・県内業者・県外業者の順に対象を拡大するものとする。ただし、市内業者以外の者の全部又は一部をまとめて検討することを妨げない。

イ 分離発注の活用

工事に対しての適切な業者の確保を図る観点を踏まえた上で、分離発注に努めることにより、市内業者の育成及び受注機会の確保を図るものとする。

ウ 特定建設工事共同企業体（特定 J V）の活用

その工事の規模、難易度、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる大規模工事においては、市内業者の技術力の向上及び受注機会の確保を図るため、市内業者を構成員とした共同企業体を活用した発注に努めるものとする。

エ 下請業者の選定における市内業者の活用

市内業者の活用は、地元雇用の創出、中・長期的な担い手の確保及び地域経済の活性化につながるため、市外業者を対象とする大規模工事においては、工事内容を勘案した上で、施工にあたって市内業者と可能な限り下請負契約を締結するよう、入札公告等に明記するよう努めるものとする。

オ 発注の平準化及び計画的な発注

工事の発注が平準化されることで、市内業者の受注機会の拡大、担い手の確保及び経営の安定化が図られるため、発注の平準化に努めるものとする。また、適正な工期の設定に配慮し、計画的な発注に努めるものとする。

（２）測量・建設コンサルタント等の委託業務

ア 市内業者の受注機会の確保

入札参加資格者名簿に登録された者から、原則として市内業者を優先して選定するものとする。なお、一定の競争性が確保されると判断できる場合は市内業者のみで入札を行うものとする。

技術的難易度の高い委託業務で市内業者では対応できない又は市内業者だけでは競争性が確保されないときは、業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準市内業者・県内業者・県外業者の順に対象を拡大するものとする。ただし、市内業者以外の者の全部又は一部をまとめて検討することを妨げない。

イ 計画的な発注

適正な委託期間の設定に配慮し、計画的な発注に努めるものとする。

(3) 物品・その他（物品調達、印刷製本、修繕、上記(2)に掲げる以外の委託業務等）

ア 市内業者の受注機会の確保

入札参加資格者名簿に登録された者から、原則として市内業者を優先して選定するものとする。なお、一定の競争性が確保されると判断できる場合は市内業者のみで入札を行うものとする。

市内業者では対応ができない又は市内業者だけでは競争性が確保されないときは、業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準市内業者・県内業者・県外業者の順に対象を拡大するものとする。ただし、市内業者以外の者の全部又は一部をまとめて検討することを妨げない。

イ 市内製品の活用

市が行う各種行事の記念品等の発注に当たっては、可能な範囲で市内製品の調達に努めるものとする。

ウ 計画的な発注

適正な契約期間の設定に配慮し、計画的な発注に努めるものとする。

6 実施方針の解釈と運用

(1) 本実施方針は、関係法令等の遵守及び予算の適正な執行の観点を踏まえた上で、契約の目的の達成のために市内業者の優先の余地を考慮する契機とするものであって、市外業者を本市の公共調達から排除することを目的とするものではない。

また、本実施方針は、市内業者の受注機会の確保を目的とするものであり、市内業者が本市のすべての公共調達契約を受注することを目的としたものではない。

(2) 本実施方針の運用に当たっては、市内業者の受注機会の確保及び市内業者の育成に努めるとともに、市内業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。